

松江市告示第 363 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 1 項の規定により指定障害児通所
支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 25 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 25 日

松江市長 上 定 昭 仁



事業者の名称及び 所在地	事業所の名称及び所 在地	指定年月日	指定した事業	事業所番号
一般社団法人しま ね発達発酵研究所 松江市嫁島町 10-28	カメの子第 8 教室 松江市浜乃木 6 丁目 2 番 12 号	令和 7 年 9 月 1 日	放課後等デイ サービス	3250100736